

1. 雇用調整助成金の拡充のポイント

(1) 大企業に対する助成率の引き上げ

従前「2分の1」

↓

拡充後「3分の2」

(2) 事業活動量を示す判断指標の緩和

従前の「生産量」に加え「売上高」も対象とし、「売上高又は生産量」とする。

(3) 休業等の規模要件の廃止

従前 「所定労働延日（時間）数の15分の1以上（大企業の場合）、20分の1以上（中小企業の場合）」

↓

拡充後

撤廃

(4) 支給限度日数の延長

- ・従前の最初の1年間「100日まで」を「200日まで」とする。
- ・従前の3年間「150日まで」を「300日まで」とする。

(5) クーリング期間の廃止

従前 「制度利用後1年経過した後でなければ再度利用することができない」

↓

拡充後

撤廃

(6) 短時間休業の助成対象範囲の拡充

従前の「従業員全員が一斉の短時間休業（1時間以上）を行った場合」に加え、「従業員毎に短時間休業を行った場合」も対象とする。

2. 中小企業緊急雇用安定助成金の拡充のポイント

(1) 支給限度日数の延長

- ・従前の最初の1年間「100日まで」を「200日まで」とする。
- ・従前の3年間「200日まで」を「300日まで」とする。

(2) 上記 1. 雇用調整助成金の (2) (3) (5) (6) に同じ。

平成 20 年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

		平成20年度当初	1次補正 (12月1日から実施)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (二次補正成立後)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比 10%以上減	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が 前年同期比減 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の 場合は不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比減 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場合は不要) 	生産量要件につい ては「売上高又は生 産量」で把握
	中小企業				
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増	最近3か月の雇用量が 前年同期比不増	撤廃	
	中小企業				
助成率	大企業	1/2			2/3
	中小企業	2/3	4/5		
教育訓練費	大企業	1, 200円	6, 000円		
	中小企業				
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日
クーリング期間		あり			撤廃
休業規模	大企業	1/15以上			撤廃
	中小企業	1/20以上			
対象労働者		被保険者期間6か月以上		被保険者 : 期間を問わず全員 被保険者以外 : 雇用期間6か月以上	
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で 1時間ごと

(注1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。

(注2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。

(注3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。